

住宅用防災警報器等の設置が義務化

《山武郡市広域行政組合火災予防条例が改正されました》

すべての住宅に住宅用防災警報器の設置が義務付けされます。
(火災予防条例第29条の2～第29条の7)

1 住宅には、一般住宅（一戸建て住宅）・長屋・共同住宅・寄宿舍・寮・下宿等が該当します。

2 設置しなければならない時期

平成18年6月1日から、新築・改築中の住宅に
平成20年5月31日までに、既存の住宅も設置する。

3 設置場所と警報器の種類

(警報器には、「警報音と音声」で知らせるものと、「警報音のみ」のものがあり、また、インターホン等と接続し屋外に火災発生を知らせる火災警報設備もあります。)

◎住居内の寝室（煙感知器）



◎階段の上部（煙感知器）

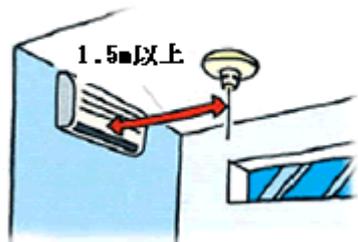


◎台所（煙が多く発生するため熱感知器）



◎感知器の取り付け距離

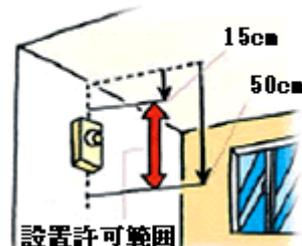
エアコンなど吹き出し口付近の場合



天井の場合



壁の場合



- 4 住宅用防災警報器(感知器)は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格及び規則で定める技術上の規格に適合するものを購入するように、注意してください。

多くの器具は、このマークが裏側についています。



- ◎ 技術上の規格及び規則で定める技術上の規格に適合するものとして、**今現在は日本消防検定協会の鑑定合格品(NSマークの付いたもの)**ですが、他の鑑定機関が公表されしだいホームページ上で随時掲載して行きます。

悪質訪問業者に注意！



消防署員が、訪問販売することはありません。

くれぐれも、悪質な訪問販売に気をつけましょう。

問い合わせ先

- ・販売店等、住宅用防災警報器に関する詳しいお問い合わせは、最寄りの消防署・消防分署・消防出張所へどうぞ。
- ・住宅防火対策推進協議会のホームページでも販売店等の詳しい一覧が見られます。

<http://www.jubo.go.jp/>

山武郡市広域行政組合消防本部
予防課 0475-52-8754

※住宅用火災警報器は火災の発生を知らせるものです。火災を覚知したら初期消火《消火器等で》と119番通報が必要です。